

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市ジュニアスポーツ指導者等資格取得補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	本市のスポーツ指導者を発掘・育成し、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図るため、技術の取得の機会が限られる離島において島外でも通用する資格を取得し、優秀な人材の育成及び確保を推進するために資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	地域のジュニアスポーツの指導を行い、資格取得後、市の要請に応じて、市が関与するスポーツ推進事業等の指導者や補助員として協力ができる者
補助対象経費	旅費、消耗品費、役務費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>予算計上額を上限とする。</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>1／2以内</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>資格取得者150名</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>算出不可</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>本市のスポーツ指導者を発掘・育成し、ジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図ることが目的であるため費用対効果の数値化はできないが、活動実績により評価する。</p>
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>市ホームページ等で募集</p>
事業担当	<p>(担当部署) 社会教育課</p> <p>(電話番号) 0259-58-7356</p>